

## 令和8年度 加古川市人権教育啓発推進審議会公募委員に係る募集要領

### (目的)

- 1 加古川市の人権施策の推進に関して必要な事項を審議するほか、人権課題に関する事項等について協議を行うにあたり、市民の意見を幅広く施策に反映させ、人権文化の確立に資することを目的に、市民から審議会委員を公募する。

### (募集人数)

- 2 2名とする。

### (任期)

- 3 委嘱の日から2年

### (報酬等)

- 4 審議会に出席したときは、本市の規定により報酬を支払う。

### (応募資格)

- 5 審議会委員に応募できる者は、市内在住で、次の全ての要件を満たす者であること。
  - (1) 令和8年4月1日現在満18歳以上で、令和9年3月31日までに75歳に達しないこと
  - (2) 応募日現在において、他の附属機関等の委員となっていないこと
  - (3) 本市の人権施策について関心を有する者
  - (4) 国及び地方公共団体の議員又は常勤職員でない者
  - (5) 審議会の会長が招集する平日の昼間の会議に出席できる者
  - (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でない者

### (提出書類)

- 6 応募にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。なお、提出書類は選考のためにのみ使用し、本人へ返却しない。
  - (1) 「加古川市の人権施策について思うこと」をテーマとした作文  
・400字程度、A4サイズで様式は任意
  - (2) 所定の応募申込書（必要事項を記入したもの）

### (書類の提出先等)

- 7 上記6に掲げる書類を、応募受付期間内に、応募者本人が人権文化センターへ持参する。（代理人、郵送等による受付は行わない。）

### (応募受付期間)

- 8 応募受付期間は、令和8年6月1日（月）から6月15日（月）まで  
（日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

### (選考・通知)

- 9 提出書類をもとに書類選考を行い、選考結果については、応募者全員に文書にて通知する。